

社会福祉法人北九州市門司民生事業協会法令遵守規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市門司民生事業協会(以下「法人」という。)が経営する全ての事業について、法令を遵守し、業務を適正に遂行することを目的として定める。

(基本方針)

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、次に掲げる事項を法人の基本方針とする。

- (1) 事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。

(法令遵守責任者)

第3条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、法人の理事である施設長をもって充てるものとする。

(法人組織体制の整備)

第4条 法人の事業を推進し、適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙1に定めるものとする。

- 2 法人の事業の最高責任者は理事長とする。
- 3 法人の各事業部門の責任者は、施設長及び管理者(以下「各施設長」という。)とする。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人理事会と連携し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 法人及び事業の組織体制に関する提案
- (2) 法令遵守に関する本規程の制定及び改定

(施設長の役割)

第6条 法人の各施設長は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

- 2 法人の各施設長は、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているかどうかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。
- 3 各施設長は、職員が法令を遵守し業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。

4 各施設長は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、関係法令を理解のうえ、これを遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司又は各施設長、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 第6条第4項の研修は、各施設長が行うと共に、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

(処分)

第9条 法令に違反する行為を行った職員は、法人北九州市門司民生事業協会就業規則第55条及び第56条（保育園については第54条及び第55条）、法人嘱託職員就業規則第33条及び第34条並びに法人臨時的任用職員就業規則第26条及び第27条に基づき懲戒されるものとする。

(改定)

第10条 この規程の改定は、理事会及び評議員会の議決を得てから行う。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

付 則（令和3年7月30日理事会議決）

この規程は、令和3年7月30日から施行する。